

令和2年3月25日

川西市議会議長

秋 田 修 一 様

建設公企常任副委員長

松 隈 紀 文

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和2年3月6日）

1. 議案第12号 川西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等において、新たに審査手数料を設ける必要があるため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 今回の手数料額は、本市独自の金額か。

答 法改正を受けて、県が算定した手数料額を県下各自治体で統一的に用いることとしている。

問 法改正により、これまでの性能評価にモデル住宅基準による簡易な省エネ性能評価方法が追加されるが、これにより評価レベルが下がることはないのか。

答 これまでは、基準を満たした材料を使用することとなっていたが、今回追加される評価方法については、建物全体での評価となる。このため、使用材料によって部分的に省エネ性能が低くなる可能性はあるが、トータルでの評価では、従前と同等もしくはそれ以上の省エネ性能が得られるものと考えている。

特記事項 配付資料あり（建築物省エネ法の概要と変更点）

審査結果 原案可決（全員賛成）

2. 議案第13号 川西市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、民法の一部を改正する法律の制定等に伴い、債権関係の見直しとして入居に際しての保証人の確保を廃止するとともに、指定管理者が行う市営住宅の管理運営業務の範囲を明確にするため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 今回の条例改正案で、指定管理者が行う業務の範囲が規定されているが、入居者の募集における公平性の確保策をはじめ、家賃の決定主体や指定期間の設定について、詳細を伺いたい。

答 入居者は、公開の場での抽選により予定者を選定し、入居者選定委員会での協議を

経て最終的に市が決定することとなるため、公平性は確保できると考えている。また、家賃は指定管理者が決定するものではなく、公営住宅法等に基づき市が決定する。なお、指定の期間は3年間を予定している。

問 議案質疑資料によると、指定管理者制度導入に関するデメリットとして、市は、入居者と市の間には距離感が生まれることを挙げている。重大事案等に関する指定管理者からの報告の遅れが懸念されることから、指定管理者の報告義務をこの条例で明示する考えはないか伺いたい。

答 指定管理者制度においても、定期的に団地を巡回するとともに、高齢者世帯に対する見守り業務などを行い、その実施結果を随時市に報告することとしている。また、報告義務については、指定管理者と締結する協定書において明示する方向で協議を進めている。

問 民法の改正を受けて、入居時に保証人を求めないようにするとのことであるが、保証人に迷惑をかけられないといった入居者の意識が滞納の抑止になっていた面もある。こうした視点では、今回の改正により、家賃滞納者の増加も懸念されることから、公平性を担保するためにもより積極的な対応が必要と考えるが、これに対する市の見解を伺いたい。

答 滞納については、滞納理由が死亡や行方不明の場合は最終的には徴収停止後に不納欠損処理し、それ以外は分納誓約により支払い可能な範囲で納付していただいている。こうしたことから、保証人に弁済を求める例は、ほとんどないという実態である。現在は、滞納が発生した場合には、早期に入居者と接触のうえ納付指導するなど、滞納解消に重点を置いて迅速な対応に努めており、また、必要に応じて福祉部局との連携も図っており、今後もこうした取り組みを継続して、滞納額を増やさないよう努める考えである。

答 県営住宅の統計により調べたところによると、連帯保証人を設定している世帯の滞納割合が3.54%、設定なしの場合が2.96%であることから、保証人と滞納に相関性はないものと認識している。家賃はそもそも応能負担であり、収入に応じて家賃が変動する仕組みとなっていることから、これを用いて丁寧に対応するなど、滞納が発生しないよう入居者をフォローしていきたい。

特記事項 議案質疑資料あり(指定管理者制度導入における変更の具体について及びそのメリット・デメリットについて、並びにその影響の具体、課題、対策についてほか)

審査結果 原案可決(賛成多数)

3. 議案第14号 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関する建築行為等の手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要 本案は、土地区画整理法の規定による換地処分後における建築行為等の手続を定めることにより、引き続きキセラ川西の低炭素まちづくりを推進するため、条例の一部を改正しようとするもの。
質疑の概要 問 現在、キセラ川西で進めている低炭素のまちづくりについては、当該計画期間終了後も取り組みを継続する考えなのか伺いたい。 答 現行の計画は、令和4年度までであるため、期間満了を一つの区切りとして、取り組み完了とする考えであるが、その後の将来的な対応等については、令和2年度以降に関係部局と調整しながら検討を進めていきたいと考えている。
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

4. 議案第15号 令和元年度川西市一般会計補正予算（第5回）

議案の概要 第1表 歳出第2款総務費のうち第1項総務管理費第7目公共施設マネジメント費。 第8款土木費のうち第3項都市計画費第4目下水道費を除く全部。
質疑の概要 (1) 第1表 歳出 ① 第8款 土木費 問 道路改良事業においては、多田神社前の御社橋拡幅整備事業にかかる負担金を3000万円減額されているが、兵庫県との調整をはじめ、現在の事業進捗状況について伺いたい。 答 兵庫県と多田神社で協議が進められているが、土地の境界確定に加え、橋の架け替えに伴い、文化財の一部を構造変更する必要があることなどから、引き続き詳細な協議を継続されている。このため、本市の負担金を今年度予算では一旦減額補正するものであるが、両者とも協議を継続する姿勢であることから、今後市を含めた三者間で情報共有しつつ役割分担により事業を進めていきたいと考えている。 答 御社橋は市にとっても重要な資産であるため、デザイン性を大切にしたいという思いがある一方で、近年の降雨状況を見ると、河川改修が進められたことによ

<p>り流下能力が増し、当該橋梁の危険性が高まっているという事実もある。市としては、丁寧な対応に努めながらも、安全性の面から改修を進めたいという思いが強いことから、十分な調整を重ねながら、引き続き実現に向けて努力していきたい。</p> <p>問 阪神高速道路周辺環境監視事業において、小花常時観測所での監視を廃止するため226万円を減額しようとしているが、今後は騒音基準値を超えないと市は判断しているのか、また、近年は地域住民から騒音に対する意見等はなかったのか伺いたい。</p> <p>答 平成12年から30年まで騒音を測定してきたが、国の基準は全て達成できており、数値に大きな変動もなくなったことから、阪神高速道路環境保全委員会と協議の上、廃止を決定したものである。また、近年は特に住民からの意見も受けていない状況である。</p> <p>問 公園維持管理事業で委託料を188万円減額しようとしている点については、ナラ枯れへの緊急対応が不要となったとのことであるが、詳細を伺いたい。</p> <p>答 ナラ枯れへの対応として、県からの補助を受けて伐採や燻蒸等の処置を行う予定であったが、兵庫県の担当職員が立ち会いのうえ現地確認を行った結果、対象の樹木は直ちに処置を行う必要がないことが判明し、結果的に今年度の実施は見送ったものである。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

5. 議案第21号 令和元年度川西市中央北地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）

<p>議案の概要</p> <p>決算見込みに基づく事業費の減額とそれに伴う国支出金など歳入の減額及び人件費の減額及び、土壌汚染台帳作成業務に係る経費について、繰越明許費の設定を行おうとするもの。</p>
<p>質疑の概要 なし</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

6. 議案第22号 令和元年度川西市水道事業会計補正予算（第3回）

議案の概要 消費税及び地方消費税、その他特別利益の増額並びに給水収益、一般会計繰入金、改良工事費、5期拡張工事費の減額補正。
質疑の概要 問 給水収益については、使用水量等の減で3000万円と大きく減額しようとしているが、この要因をどのように分析しているのか伺いたい。 答 使用水量については、給水人口の減少や節水器具の普及等により、かねてから減少傾向であることに加え、今年度は7月の平均気温が例年より低かったこともあり、有収水量が当初予算時の1487万立方メートルから1475万立方メートルに減少する見込みとなったことから、これにかかる給水収益を減額補正することとしたものである。
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

7. 議案第23号 令和元年度川西市下水道事業会計補正予算（第2回）

議案の概要 下水道使用料、一般会計繰入金、消費税及び地方消費税の減額並びに総係費、流域下水道建設費の増額補正。
質疑の概要 問 水洗化人口が93人減となっている要因のほか、今年度において新たに水洗化が図られた件数について伺いたい。 答 今回の減少要因は、水洗化普及率にほとんど変化がないことから、人口減少による影響と考えている。また、令和元年度では、年度末で見込まれる下水道供用開始区域内の未水洗化戸数510戸のうち、13戸が水洗化されている。
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）